

平成13年5月21日
長崎県警察本部訓令第32号
最終改正 令和6年11月19日

長崎県警察の伝承官に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、長崎県警察の伝承官の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部（以下「各部」という。）に、必要に応じ、伝承官を置く。

(職務)

第3条 伝承官は、その専門的技能、知識等を長崎県警察職員（以下「職員」という。）に伝承することを職務とする。

(選考基準)

第4条 伝承官の選考基準は、次に定めるところによる。

- (1) 警察を退職した者であること。
- (2) 原則として、年齢70歳以下の者であること。ただし、警務部長の承認を得た場合においては、この限りでない。
- (3) 職員に伝承すべき専門的技能、知識等を持った者であること。

(伝承すべき専門的技能等)

第5条 職員に伝承すべき専門的技能、知識等の内容については、各部の定めるところによる。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、伝承官の運用に関し必要な事項の細目は、各部ごとに、その長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成16年長崎県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年長崎県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成25年長崎県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警察本部訓令第10号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第21号）
この訓令は、令和2年5月19日から施行する。

附 則（令和6年長崎県警察本部訓令第23号）
この訓令は、令和6年11月19日から施行する。